秩 父 市 一 般 競 争 入 札 公 告

秩父市告示第２０６号

市有財産（自動車）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び秩父市契約規則（平成 17 年秩父市規則第 57 号）第 23 条の規定に基づき告示する。

令和　８年　１０月　３０日

秩父市長　清野　和彦

１　売却物件

（自動車）

財産名称	初度登録年月	排気量	走行距離	車検	予定価格 （入札保証金）
ハイエースコミューター 普通積載車	平成 30 年 6 月	2.69L	368,019km	一時抹消 登録済み	50,000 円 （5,000 円）

※　走行距離は令和 8 年 7 月 2 日時点の数値とする。

※　予定価格とは、あらかじめ秩父市が定めた最低売却価格をいい、消費税及び地方消費税相当額を含む。

※　物件の詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）に公開する物件情報のとおりとする。

２　入札の手続

入札に関する手続については、公有財産売却システムを利用して行い、公有財産売却システムに公開する秩父市インターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める公有財産売却システムに係る規約（以下「ガイドライン等」という。）に従って実施する。

3　入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、入札に参加することができる。

(1)　地方自治法第 239 条第 2 項の規定に該当しない者であること。

(2)　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3)　この公告の日から当該入札の日までの間に、秩父市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 26 年秩父市告示第 126 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4)　破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(6)　無差別大量殺人行為をした団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(7)　労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の規定により当該保険に加入が義務付けられている者については、これに加入していること。

(8)　ガイドライン等の内容を承諾し、遵守できる者。

(9)　日本国内で住民登録されている者又は日本国内で法人登記されている法人であること。

(10) 入札手続に係る日本語を完全に理解できる者。ただし、代理人を定める場合は、当該代理人が入札手続に係る日本語を理解できる者であること。

4　入札に関する情報の公開期間及び公開方法

(1)　公開期間

令和 8 年 10 月 30 日(金)から同年 11 月 17 日(火)まで

(2)　公開方法

秩父市ホームページ及び公有財産売却システムにおいて公開する。

5　入札参加仮申込み

入札参加を希望する者は、令和 8 年 10 月 30 日(金)午後 1 時から同年 11 月 17 日(火)午後 2 時までに公有財産売却システムにより参加の仮申込みを行うこと。

6　入札参加本申込み

入札参加仮申込みを行った上で、インターネット公有財産売却参加申込書及び添付書類(以下「申込書等」という。)を、令和８年 12 月８日（火)午後２時までに秩父市財務部資産マネジメント課まで持参又は郵送すること(郵送の場合は、申込み締切日の消印有効)。

なお、申込書等は、秩父市ホームページからダウンロードすること。

7　入札保証金

予定価格(最低落札価格)の 100 分の 10 以上の金額

8　入札保証金の納付は、「クレジットカードによる納付」のみとし、その手続は、公有財産売却システムで行うものとする。

9　入札期間及び方法

(1)　期間

令和８年 12 月１日(火)午後１時から同年 12 月８日(火)午後１時まで

(2)　方法

公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、当該入札価格の登録は、一度限りとし、入札者の都合による取消し及び変更はできない。

10　開札日時

令和８年 12 月８日(火)午後１時３０分に公有財産売却システム上で開札する。

11　落札者の決定方法

開札後、入札価格が予定価格(最低売却価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

12　売買代金の納付等

(1)　売買代金の残金の金額

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額とする。

(2)　売買代金の残金の納付方法

売買代金の残金は、秩父市が指定する金融機関に納付すること。なお、売買代金の残金の納付に要する費用は、落札者の負担となる。また、秩父市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

13　入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

14　所有権の移転及び名義変更

(1)　売買物件の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転するものとする。

(2)　物品等の移送・修理及び所有権移転に係る全ての手続は落札者が行うこととし、すべての費用は落札者の負担とする。

(3)　自動車の権利移転に伴う道路運送車両法の規定に基づく手続に必要な書類は、売買代金の残金納付を秩父市が確認後、落札者に渡すこととする。なお、権利移転に伴う道路運送車両法の規定に基づく手続は、秩父市が定める期限内に落札者が行うこととする。

15　その他

入札の詳細は、秩父市ホームページ及び公有財産売却システムに公開するガイドライン等のとおり

16 問合せ先

〒368-8686
埼玉県秩父市熊木町 8 番 15 号
秩父市役所財務部資産マネジメント課
電話番号　　0494-22-2208
メールアドレス　s-management@city.chichibu.lg.jp